

●規約・会則について

※下記の事項が確認できるようにしてください。

- 1 団体の名称および所在地
- 2 目的
- 3 事業・活動内容（継続的、計画的、具体的な内容）
- 4 会員の条件（なくても可です。）
- 5 役員等（会長、副会長、会計、監査等）
- 6 会議
- 7 会計（入会金、会費、会計年度等）

※会費がない場合には、必要経費についての説明が必要です。

- 8 施行年月日（団体が発足した年月日）

【例】

〇〇〇〇〇（団体名） 規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇〇〇〇と称する。

（目的）

第2条 〇〇〇〇〇は、会員相互の□□□□□□の実現を図ることを目的とする。

（所在地）

第3条 〇〇〇〇〇の所在地は、当該年度の会長の住所地に置くこととする。

（事業）

第4条 〇〇〇〇〇〇はつぎの事業を行う。

- (1) □□□□□□の企画、広報、運営
- (2) 上記の他、第2条の目的を達成するために必要な事業

（役員）

第5条 会員の互選により役員を以下のとおり置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

（任期）

第6条 役員任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（総会）

第7条 会長の招集により総会を毎事業年度内に1回開くものとする。

- 2 総会は、会長・副会長いずれか1名、および会員2名以上の出席をもって成立し、下記の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 収支予算および決算の承認
- (3) 毎事業年度の事業計画の承認
- (4) その他役員会で決定された重要事項の承認

付 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。